

1494

九一

陸軍省領臺第

八八號

六月十日

臺灣事務局

明治三十年五月一日受決判六月三日校  
庶務第一七號施行三月六日合

書

明治三十年五月三十一日

主査

第一課長

臺灣事務局長

〇〇

大臣

次官 毅 参事官一本 〇〇〇〇

陸軍大臣

次官

海軍大臣

次官

臺灣事務局

台湾總督府評議會章程改訂件

台湾總督府官制改訂件と評議會章程改訂件

正に要する箇所有之は左改訂ト共陸海軍各謀長

ノ軍事以外ノ議事ニ参與スルコトヲ廢止評議會議

事ハ明治三十九年法律ヲ五十三号ニ依ル命令ノミニ止

メントスルコトニテ適當ノ改正案ナリヲ認メ仍テ左案ニテ通過

議提出相成可然ト仰高裁

閣議案

台湾總督府官制改訂件と台湾總督府評

議会議事章程改正、要は箇所有三、右改正、共、  
 陸海軍各謀長、軍事以外、議事、之、其、其、  
 廢し評議會ノ議事ハ明治二十九年法律ヲ以テ  
 三号ニ依ル命令ノ以テ止メシメリス、仍テ別紙勅令ニ安キヨ  
 目之ニ結、附議ヲ請フ

年月日 大臣

進達書案

別紙台湾信省府評議會章程改正、件  
 陸海軍各大臣ノ協議、上提出ス

陸海軍各大臣ノ協議、上提出ス

1497

年月日 田舎大臣

内閣総理大臣宛

皇  
清  
承  
后

勅令案

朕皇太子臨御時  
御議會章程中政事件

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣

内務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

皇太子御

勅令第 号

臺灣總督府評議會章程中左ノ通政ス

第一條 臺灣總督府ノ評議會ヲ置キテ

職員ヲ以テ之ヲ組織ス

總督

民政長官

陸軍幕僚長

海軍幕僚長

事務官長

事務官 五人以内

大軍官 兼任ヲ除ク

但シ陸軍常備兵隊長及海軍大隊長

ハ会議ノ事件軍事ニ関涉スル場合ニ限リ後

事ニ兼任スルモノトス

総督：於テ必要ト認めルトキハ前項職員ノ外会議

ノ事件ニ関係スル文武官ノ命ニテ臨時其ノ議事

ニ参加セシムルヲ得但シ表決ノ數ニ加ハントラ得ス

事務官ニテ評議員タル者ハ臺灣總督定

ルル所ノ規程ニ依ル

第二條 評議會ハ明治二十九年法律才二十三号

陸軍部事務司

依ル命令ヲ後述スルモノトス

附則

本令ハ明治三十年六月二十日ヲ施行ス

皇  
清  
皇  
朝  
存